

## 陪審制が日本人に馴染まないというのは本当だろうか

冤罪や誤判は防げないのか

弁護士出身の推理作家和久峻三氏の推理小説に『血と罪の法廷』という長編がある。ある日本人女性がアメリカで恋人の殺人事件の容疑者にされる。目撃者である恋人の叔父や彼女を逮捕した保安官だけでなく、裁判官までが反アジア人主義の暗殺秘密組織に属して、彼女に罪を着せようとしているという恐ろしい環境のなかで、弁護士と保安官の恋人の寝返りという偶然の出来事で当の保安官が真犯人であることがわかった。だが、一瞬の差で陪審の票決に間に合わない。絶対絶命の瀬戸際まで追い詰められた彼女は最後のどんでん返して陪審員たちの無罪評決に辛うじて救われる。この小説では、人種差別に敏感な一人の黒人の陪審員が冤罪らしいという疑問を抱き、その主張が陪審員全員の無罪評決への牽引車になるという物語設定になっている。多作の流行作者の和久氏にとってもアメリカの裁判をあつかったのははじめてだというが、アメリカの

陪審制のまことに恰好の紹介となっている。

井ヶ田 良治

アメリカの陪審制というと、多くのひとは名画「怒れる十二人の男たち」を思い出すであろう。アメリカの陪審はイギリス以来の伝統にしたがって原則が十二人なのでその数を表題とし、陪審裁判の迫真の心理劇としたのである。この映画では、素行の悪い少年が強盗殺人の容疑で陪審裁判に付されたという設定である。「あの不良少年なら殺人もやりかねない」という潜在的な予断で大半の陪審員が有罪判断に傾く中で、ただ一人冷静な人物がいて合理的疑問を次から次へとぶつける。激論の末、はじめは有罪と信じていた陪審員たちの判断の底に潜んでいた個人的な動機と深層心理とが暴き出され、次から次へと無罪判断に傾いてゆく。こうして、ついには全員が無罪という評決に到達するという感動的な映像はいまなお鮮明に心に焼きついている。

これに対して日本ではどうだろうか。死刑判決をうけた死刑囚が繰り返される拒否をもとせず、無罪を叫び再審を請求しつづけ、

ついに再審決定をうけ、その結果よくやく無罪となった事件が、免田事件・財田川事件、松山事件・島田事件と矢つぎばやにつづいている。再審をうけた重刑事件十件の内九件が無罪となっている。弘前の教授夫人殺害事件のごときは、長期の刑を終えて何年もたつて犯罪が時効になつてから真犯人が名乗り出たのでよくやく再審無罪となつた冤罪事件である。そこで無実の犯人とされた本人が国家賠償を求めたが、高等裁判所は「検察官や裁判官が違法または不当な目的で訴追や判決をしたのでない限り、国家賠償を認めない」と判決した。こうなると、法律論としてはともかく、庶民感情としては、無実の罪で長年の犠牲を強いられた人は踏んだり蹴つたりだと釈然としなないであろう。裁判不信が増大し司法の威信が低下する危険がある。こうした日本の状況のなかから、誤判事件をなくすために陪審制を導入してはどうかという意見が生まれてくるのも当然である。和久氏の推理小説も、法曹界や法学界のそうした空気を反映した作品といえる。一昨年の五月に最高裁判所の矢口洪一長官が「刑事裁判に法律の素人である一般の市民が直接参加する『陪審・参審制度』について、本格的な研究に着手し、将来にわたつて、国民の司法への参加の在り方を検討することとなつた」と言明したのも、冤罪問題や再審無罪事件には直接には触れていないが、誤判をなくすために陪審制を復活したらどうかという空気がかもしたされている法曹界の動きの反映であろう。各地の弁護士会などでは陪審制への関心がたかまつている。NHK教育テレビの司法をめぐる討論でも日本の司法制度の改善の道の一つとして陪審制を導入してはどうかという意見が積極的に語られてきている。けれども残念なことに、

その後二年になるが、最高裁で陪審制研究が進んでいるという報道はいまだに聞かれないのみならず、他方では日本人には陪審制は馴染まないという声相変わらず聞こえてくる。

### 陪審制は世界の趨勢

世界の国々をみると、現在では陪審制や参審制を採用している国が大半である。陪審制の母国はイギリスであるが、その歴史は古い。もともと、誤りの多い人間につねに絶対に正しい判決を期待するのは難しいことである。もし真犯人ときめつけてまちがつて処刑してしまつたらとり返しがつかない。刑事裁判はもちろん、民事裁判についても真実の発見は神ならぬ身の不完全な人間には荷が重すぎると。そこで、神判がおこなわれた。日本でも古くから盟神探湯（くがたち）といつて熱湯に手をつけさせてその火傷の具合を神の意思として真偽を判断し、のちには湯起請といわれた神判がおこなわれた。日本の湯起請に似た神判は、ヨーロッパでは古くから「水と火と決闘」の審判としておこなわれた。水と火の裁判は、モーツアルトの歌劇「魔笛」のなかに水と火の試練として出てくるのでご存じの方も多いだろう。ぐるぐる巻きにして水にせずめて供述の真偽をたしかめる神判は中世後期以来の魔女裁判で用いられたといわれている。火の神判で火傷の程度に神の意思を知るのは聖職者の仕事であつたが、その聖職者が一二一五年の第四回ラテラン公会議の決定で世俗の裁判に参加することを禁止されたため、世俗の裁判では神判は消滅した。問題はその後である。神判のなくなつたあと、刑事裁判は二つの異なつた姿に分岐していった。

イギリスでは神判に代わったのが陪審であった。招集された市民の集団に提出された証拠にもとづいて事実問題を決定させる制度が次第に発達していった。起訴するかどうかを決定する大陪審、有罪か無罪かを決定する小陪審、刑事のみでなく民事事件の陪審も発達した。こうして、同輩裁判に淵源する陪審制度は、当事者と直接の利害関係のない二人の市民が公平なアンパイヤーとして原告と被告の口頭弁論を聴いて有罪か無罪かを判断する近代民主的な裁判制度となつていった。アメリカは独立を契機にその制度をさらに活用して今日に及んでいるのである。

これに反して、ヨーロッパ大陸では事情が異なつてきた。神判の廃止後は、糺問主義とよばれる刑事裁判制度が発達した。ローマ教皇庁の異端審問、後には魔女裁判に象徴されるような裁判である。

拷問と自白によつて罪を認めさせる糺問主義の刑事裁判は近代の幕開けに際して激しく批判された。ヴォルテールやデイドロたちはカラ（又はカラス）事件などの冤罪事件をはげしく批判し、その救済に奔走した。近代刑法思想の出発点をなすベッカリアの『犯罪と刑罰』なども糺問主義裁判を批判した代表的な著作である。こうして、近代の出発とともにフランスは陪審制をとり入れた。もつとも、その後幾多の変遷をへた現在では、専門の裁判官三人に九人の市民を加えた一二人の陪審員で構成された参審制（職業裁判官に素人裁判官をくわえる制度）をとっている。ただし、有罪判決の際には八人以上の賛成を条件として素人陪審の優位性を保障しているから、参審制を加味した陪審制度といつた方がよいだろう。西ドイツは参審制である。その他のヨーロッパ大陸の諸国は社会主義国をもふくめて

おおむね参審制をとっている国が多い。アジアでもインドやフィリピンでは陪審制を採用している。これは英米法系の影響であろう。こうした歴史と現状を振り返ってみると、陪審制か参審制かの違いはあつても、裁判に直接国民を参加させることにより司法の民主化を実現するというのは、糺問主義的な刑事裁判による誤判という苦い経験を経て生みだされた人類の智慧の一つだといえる。

ところが、そのなかの例外的存在が日本である。日本では陪審制についてほとんど知らないひとが多い。裁判は専門的な訓練をうけ経験を積んだ職業裁判官に任せるのが当然だという空気に満ちている。日本には陪審が馴染まないであろうか。

#### 日本にもあつた陪審制

実は日本にも陪審制はあつたのである。年配の方はご存じであろうが、大正デモクラシーの雰囲気なかで、一九二二（大正一一）年に陪審法が公布されて一九二八（昭和三）年一月一日から施行され、一九四三（昭和一八）年四月一日に施行が停止されるまで、陪審制が実施されてきたのである。だが、この時の陪審制は次第に陪審辞退が増え戦争の激化なかで消滅してしまつた。当時の評判の悪さも手伝つて、陪審制は日本では失敗したという認識が定着してしまつたのである。周囲にあわせて自分の意見を決めがちな日本人には陪審は向かないという、国民性論なども流行している。戦後の刑事裁判制度の改革で英米法の影響がつよまつたから陪審制を復活するチャンスはあつたが、アメリカ占領軍の消極的な姿勢のせいもあつて、ついに陪審制は復活しなかつたのである。しかし、だから

といつて日本人に陪審が馴染まないとはいえない。

陪審制の導入が企てられたのは、大正時代が最初ではなかつた。

明治のはじめに刑法・刑事訴訟法（当時は治罪法といつた）が作られた時、起草者であつたボアソナードはその原案に近代フランスの制度にならつて陪審制を含めていた。ところが、井上毅や伊藤博文らが反対して国民の裁判参加を拒否してしまつたのであつた。明治一五年に施行されたこの刑事裁判制度はやがて、明治四〇年の刑法制定・大正一年の刑事訴訟法の改正をへて昭和にいたつたのであるが、本来糾問主義的な刑事裁判の運用や考えかたの優勢だつた當時のことであるから、陪審法の審議の際にも強い反対が生じた。起草者江木衷らの臨時法制審議会主査委員会の「陪審制度綱領」やそれをもととした陪審法調査委員会の成案は、枢密院の強い反対にあつた。天皇の司法権を国民に委ねてしまうのは憲法違反であるとか、裁判所以外で裁判するのは政党の介入を招いて社会の紀綱を破壊する恐れがあるといった理由をかかげた陪審制反対論に対して、政府は大幅な妥協を余儀無くされ、枢密院が納得できるように修正して議會を通した。こうして出来上がった陪審法は、いまから見ると多くの点で制度的な欠陥をもつていた。

日本の陪審は公判陪審であつたが、陪審の答申は全員一致ではなく過半数の意見で決定された。しかも英米のように有罪無罪を決定するのではない。あくまでも裁判長の設問について犯罪構成要件事実の有無を評議し、その結果を答申するに止まつていた。さらに、その答申は裁判所を拘束しなかつたから、裁判所は陪審の答申を不当と認めた場合は、陪審の更新といつて、もう一度他の陪審を選ん

で評議に付することができた。死刑や無期懲役などの重刑事件（法定陪審事件）も、陪審審理を選ぶと控訴権がなくなるので被告人はつい陪審を辞退しがちになる。とくに陪審が必要だと思われる思想犯罪については陪審は適用されない。このように当時の糾問主義的な雰囲気のおかげで陪審は招かれざる客の感があつた。したがつて、かりに昭和初年の陪審制が失敗だつたとしても、それは日本人の国民性の故ではなく、むしろ、枢密院に代表される古い官僚制に妥協した結果生じた制度的欠陥の故であろう。全体として陪審は奨励されていなかつたのである。

#### 陪審制の胚芽は中世の日本にも存在した

日本人の法意識や伝統という点でいえば、日本人は調停が好きで、権利主張が弱いといつたいま流布されている超歴史的な日本人論はどうやら作られた神話に近い。同志社の隣にある冷泉家の先祖は藤原定家の子為家の三男為相であるが、その母阿仏尼が幼い為相の相続権をまもるべく、女性の身でありながら、裁判のためにはるばる鎌倉までくだり、その死後によくよく勝訴した話はその旅日記『十六夜日記』により有名である。彼女の権利主張の強さは驚くべき程である。「健訟の幣」をくりかえしましめられた当時の日本人が裁判嫌いだつたとは思えない。鎌倉幕府の刑事裁判も決して糾問主義ではなく、近代とは異なるとはいへ、基本はイギリス中世と同様に当事者主義的であつたことは研究者の一致した通説となつてゐる。刑事裁判が糾問主義に転換するのは江戸時代である。糾問主義刑事裁判で罪に服させるには、必ず「口書」という罪を認めた一種の自

白調書が必要であり、それに爪印をおさせてはじめて刑を執行できた。遠山の金さんの映画の最後の場面で、犯人が「恐れ入りました」と白州で平服するあの場面である。その「口書」をとるために、いきおい拷問や牢問という責めがもちいられることとなった。これが明治になっても充分に改められないままに、日本の近代刑事裁判制度が運用されてきた。これが近代日本の刑事裁判の問題なのである。

江戸時代以前をみると、室町時代の伏見庄では盗人を発見するのに御香宮に全庄民が集まってその評議（神判）によって犯人を特定している。こうして見つけられた犯人は村の実力者であった。このことは、陪審の前身といわれる同輩裁判の伝統が日本にも存在したことを物語っているといえよう。このような司法への住民参加の伝統が弱められたのが江戸時代であり、国民が裁判から排除され、ついに民衆の裁判参加が十分に回復されることになかったのが明治以後の近代なのである。

昭和初年の陪審制は失敗したといわれているが、十五年間の四八四件の陪審事件で無罪になったのは八一件、無罪率は一七・八四％といわれている。これは昭和四〇年の第一審全刑事事件の無罪率〇・四四％と比較してみても格段に高い率である。近代刑事裁判の大切な原則の一つが「疑わしきは罰せず」という原則だとすれば、この高い無罪率は昭和初年の陪審制度が、その制度的欠陥にもかかわらず、それなりの成果をおさめていたことを示すものといえよう。戦前とちがって現在の刑事裁判制度は、陪審制の土壌をなす英米流のそれを採用していることを考えれば、陪審制の復活はけっして不可能ではなからう。

陪審制の実現は決して容易ではないが、司法の民主化の一つとして陪審による裁判への国民参加を実現し、国民の法意識をたかめようという世論をおこすことが急務だと思われる。

関心をお持ちの方のために、とりあえず次の三冊を参考にあげておすすめた。三谷太一郎『近代日本の司法権と政党―陪審制成立の政治史―』一九八〇年稿書房、

丸田隆『アメリカ陪審制度研究』一九八八年法律文化社、

大阪弁護士会監修『陪審制度―その可能性を考える―』一九八九年第一法規。

（大学法学部教授）



# 外国人労働者問題

## 一 はじめに

ここ二、三年急に外国人労働者問題がクローズアップされた。日本経済の国際化がすすみ、モノ、カネ、ヒトの国境をこえた移動はげしくなってきたためである。そのうちヒトの移動で外国から入ってくるのが外国人労働者の問題として議論されている。このヒトの国際化は、モノやカネの国際化とは異質な側面がある。つまり、モノやカネは経済的側面からみればよいであろうが、ヒトを単に経済的側面から「労働力」としてのみ捉えるのは不十分である。ヒトは生みの人間であり、人種、言語、宗教、文化、生活習慣の異なる外国人とどのようなかわり方をするのがよいかという視点が必要である。

外国人労働者といつても様々の人々がいるので、ここでは、専門的な技術・技能をもつ人の問題、留学生・就学生のアルバイトの問題、定住難民の労働の問題、研修生の問題、いわゆる「不法就労者」の問題の五点にしばってみていくこととする。

## 二 専門的な技術者・技能者

一九八八年六月現在で日本に在留している外国人は、外国人登録者数からみると、約九十一万人いる。このうち戦前から居住する韓国・朝鮮人やその子弟などの定住居住者が約七〇万人を占める。就労目的で入国を認められて在留している外国人が約四万人である。この人達は、「出入国管理及び難民認定法」四条一項に定める在留資格のうち、就労を目的とする「商用」「教授」「興行」「技術提供」「熟練労働」および「法務大臣が特に在留を認める者」に該当し、合法的に日本で就労している。翻訳、通訳、技術開発、貿易業務、国際金融など専門的な技術・技能や知識を生かした分野に進出している。この分野は、日本人では充分できない業務や、日本人とは異なる発想をもった研究開発業務であるために、日本にプラスとなる外国人労働者とみなされている。そのために、この人達を積極的に日本に來ることを促進しようとする政策がとられている。先の国会で成立した入管法改正では、「法律・会計業務」「医療」「研究」「人文知

香 川 孝 三

識・国際業務」「企業内転勤」「文化活動」という新しい在留資格を設け、その受入れ範囲の拡大と受入れ基準の明確化をはかっている。これらの分野に大量の外国人が入ってきて、日本人の雇用をさまたげる事態にたちらないかぎり、歓迎されるであろう。

### 三 留学生・就学生のアルバイト

留学目的の入国者数は、一九八四年四三二九名、一九八五年四七九七名、一九八六年五四一九名、一九八七年五八一二名と着実に増加している。就学生の場合も同様で、一九八四年四一四〇名、一九八五年八九四二名、一九八六年一万二六三七名、一九八七年一万三九一五名と留学生以上に急増している。

留学生のうち国費留学生は別にして、留学生の八割をしめる私費留学生の場合、日本での生活維持のためにアルバイトが必要である。この点就学生の場合も同様である。特に就学生の場合、学をおさめるより、アルバイトで稼ぐことが主目的ではないかという疑われる事態も生じている。

留学生のアルバイトについては、本来の学業を妨げない範囲として、ほぼ週二〇時間（ただし、日曜、祝祭日及び留学生の所属する教育機関の休暇期間は算入しない）以内で、法令や公序良俗に反しないアルバイトは許可なくおこなえる。その範囲をこえるときは許可を必要とする。一九八三年から就学生にもこのルールを適用するようになった。

ところが実際には許可なくして週二〇時間以上のアルバイトをしているケースが多くなっている。そのためにアルバイトに時間をと

られ、学業からドロップアウトする場合も生じている。

特に就学生の場合には、就労のかくれ蓑に利用するとか、入国手続に法外なあつせん料をとる就労プロカーの存在や、日本語学校の教育内容の質の問題がある。

日本政府は二十一世紀には十万人の留学生を受け入れる方針を持っているが、今の私費留学生の生活状況をみると、奨学金の拡大や授業料減免措置等の財政援助を相当にやらないと、留学の目的は達成されないのではないかと思われる。留学生・就学生のアルバイトの規制をするだけではだめである。

### 四 定住難民の問題

一九七五年五月二日米国船に救助されたポートピアブルが千葉港に到着したのがインドシナ難民が日本に入ってきた最初であるが、一九八六年六月末までに八三五六名が到着している。このうち一九八〇名が日本に定住している。これに、アジア諸国に一時滞留中のインドシナ難民の日本定住や、インドシナの政変によって帰ることのできなくなった留学生や研修生の日本定住をあわせると、一九八六年六月末現在で日本定住のインドシナ難民は四六六九名となっている。（政府は一万名まで受入れることを決定している。）このうち就職しているのが二〇二五名（うち男子七七％、女子二三％）で、職業別でみると、機械工二六五名、電気機械器具組立一七五名、金属プレス工二一九名、溶接工二二六名が上位を占め、現場での作業に従事している者が多いのが特徴である（法務省入国管理局編、昭和六一年版出入国管理一二五―三三頁）。問題は日本の労働慣行に

なじめず、職場にいずれなくなつてやめていく事例が多いことである。難民に関して問題が生じているのは、政治的目的ではなく経済的理由で難民となつた「経済難民」や、難民を偽装して入国しようとする「偽装難民」の受入れをみとめるべきかどうかである。なんとしても日本で稼ぎたいという人がふえていることを示す現象であるが、本当の難民とそうでない難民をどう区別するのが問題となるう。

#### 五 技術研修生の問題

技術研修生は、一九八八年には二万五二七四名が入国をみとめられており、前年より三五・八%も増加している。そのうちの約九〇%がアジア諸国から来ている。

技術研修生は、日本の公私の機関に受け入れられて技術、技能、知識の修得をおこなうわけである。この受入れ機関としては、国際協力事業団のような政府関係機関、財団法人海外技術者研修協会を通じて研修生をよぶ場合、民間企業がそれぞれの研修計画をたててよぶ場合とがある。

研修で問題が生じるのは、民間企業で研修とは名ばかりで、実習の名目で低賃金で働かせる場合である。そのとき、まだ熟練を身につけていないので、未熟練な単純労働に従事するケースが多くなる。そうなる単純労働者を入れたいという方針に反するばかりか、それを逆手にとつて就労の隠れ蓑として研修が利用されることになる。

政府は国際協力の一事業として技術研修制度を拡大する方針を持

っている。現在単純労働の入国をきびしく規制しているので、かえつて不法就労者の問題が生じている。そこで、それを解決する一つの政策として、技術研修生をふやし、一定期間日本で研修をうけて技能を身につけ、本国に帰つて本国での経済の発展に寄与するという構想である。たとえば、一九九〇年一月から労働省は「外国人基礎技術研修受入れ事業」をおこなうことになつてはいるが、この事業がそのような発想にもとづいている。

その事業での問題は、はたして一定期間研修後の帰国が強制でできるかどうか、研修計画をどれほどきちんと立てられるかどうかである。日本の教育訓練はOJTが中心であり、仕事をやりながら学んでいくために、研修なのかどうかあいまいなところがある。そこに研修が単純労働の隠れ蓑につかわれる大きな原因がある。したがつて、研修であることがはっきり分らせる働かせ方が必要になる。

#### 六 単純不法就労者の問題

観光等を装つて入国して就労したり、在留期間がすぎても不法滞在して就労するといういわゆる「不法就労者」がふえている。これが外国人就労者の中で一番大きな問題である。一九八八年中には在留資格外活動やそれからんで不法就労事案として摘発されたのは一万四千三百十四人にもほり、五年前の約六・一倍の増加となつている。一九八九年上半期（一月―六月）だけでも、すでに過去最高の九千三百十人にもなつてはいる。男女別でみると、男性が七四%で、従来女性が多かつたのが逆転をし、町工場や建設現場で働く男性が多くなつた。都道府県別の摘発状況を見ると、東京、埼玉、千

葉、大阪、神奈川の順で大都市圏に集中しているが、しだいに地方にも拡がってきている。国籍別では一九八三年以来トップだったフィリピンに代わって、パキスタンが二二四六人で最も多く、フィリピン(二二〇七人)、バングラデシュ(一六一五人)、韓国、マレーシア、タイの順で二九カ国に及んでいる。ここででてきた数字は摘発されたものだけであり、摘発されないで「不法就労」している者の数は一五万人をこえるのではないかと推測されている。

不法就労急増の原因としては次の事情が複合的に絡みあっている。①日本と不法就労外国人の送出国との経済・所得格差が大きいこと。一人当たりのGNPでは、日本はフィリピンの二三倍、パキスタンの三七倍、バングラデシュの八〇倍にもなっている。②円高によって日本で稼ぐメリットが増大していること。③送出国の雇用事情が悪化していること。④これまでの稼ぎ先であった中近東が不況になり、そこでの就労機会が減少したこと。⑤日本の中小零細企業、土木建築で人手不足になり、風俗営業関係業種で安い労働力に対する需要があること。⑥日本と送出国との間にブローカーが不法就労のあっせんとしていることがあげられている。つまり不法就労への需要と供給が存在するわけである。

送出国側からみれば、失業者が海外に移動すれば失業率が低下するとともに、出稼ぎ送金によって外貨を稼ぐことができるというメリットがある。その反面、国内消費の混乱や自国の生産能力の低下等の問題がデメリットとして生じる。

それでは、受入れ国である日本はどう対処していけばよいのであろうか。節もあらためてみてみよう。

## 七 外国人労働者導入の可否

ここでは、不法就労者を念頭にその導入の可否を論じてしめくくりとしたい。

導入の可否をめぐる賛否両論いりみだれている。賛成論の根拠は、①労働力不足の分野があり、そこに労働者をよとえない、③貧しい国から富める国に労働力が流入するのは自然の理であり、経済大国である日本がその繁栄を分かち合うべきである、③日本人の国際的受容性を高め、異文化との接触から国際化に貢献しうる。これに対し反対論は、①外国人導入は国内の労働条件を低下させ、失業率上昇につながる、②外国の救済のために外国の失業者を受け入れるのは筋違いであり、それらの国の雇用機会創出のための協力をおこなうべきである、③今の不法就労をみると、データネットワークを外国人に押しつける結果となり国際批判を招くこと、④人種的対立や差別観を助長させ、社会不安をうむおそれがあること等をあげている。

以上のとおり賛成論、反対論とも正当な根拠をもっているが、反対論は外国人労働者導入による経済・社会的デメリットを重視して、それをさけるために導入反対を主張しているのに対し、賛成論は、日本の国際化を積極的に推進することに重点をおいている。そして、導入による弊害は制度によって克服していこうとするものである。反対論のように外国人導入の障壁をもうけても、現実に入ってくる者の保護を、不法滞在者であるとしてないがしるにすることはできない。労働基準法上の保護や社会保障、社会福祉上の保護が不法就労者にもできるかぎりの保護を与えなければならぬ。賛成論に

しても、まったく自由に外国人労働者を導入するという主張ではなく、幅広く導入するとしても、それによる弊害は規制せざるをえないことになる。したがって、反対論、賛成論といっても一刀両断で片づく問題ではなく、経済、労働、社会、文化上生じる問題を総合的に配慮した対策をたてていくべきであろう。その結果が成功するかどうかは、日本人が異文化を背おった外国人との異質性をみとめつつ、

いかに共存しうるかにかかっている。

〈参考文献〉

手塚和彰「外国人労働者」日本経済新聞社

花見忠・桑原靖夫編「明日の隣人・外国人労働者」東洋経済新聞社

(大学文学部教授)

### 新島襄関係文献(抄)

「新島襄全集」全十巻(刊行中)	同朋舎出版	永澤嘉巳男編「新島八重子回想録」	同志社大学出版部
A. S. HARDY, 'LIFE AND LETTERS OF JOSEPH H. NESIMA	同志社大学出版部	徳富蘇峰著「新島襄先生」	同志社大学出版部
「同志社設立の始末・同志社大学設立の旨意」口語改記並原文」	同志社	魚木忠一著「新島襄一人と思想」	同志社大学出版部
森中章光編「新島先生書簡集」正・続	同志社	岡本清一著「新島襄」	吉川弘文館
同志社編「新島襄書簡集」一岩波文庫	岩波書店	渡辺実著「新島襄」	同志社新島研究会
J・D・テイウィス著・北垣宗治訳「新島襄の生涯」	小学館	森中章光著「新島襄先生」	同朋舎出版事業部
「新島先生記念集」	同志社校友会	加藤延雄・久永省一共著「新島襄と同志社教会」	新教出版
「明治文学全集第 四十六巻―新島・植村・清沢・網島集―」	筑摩書房	吉田曠二著「新島襄―自由への戦略」	晃洋書房
J・D・DAVIS JOSEPH HARDY NESIMA	同志社	井上勝也著「新島襄 人と思想」	同志社
森中章光編著「新島襄片鱗集」	丁字屋書店	同志社編	同志社
森中章光編著「新島襄先生詳年譜」	同志社・同志社校友会	「同志社百年史 通史編Ⅰ・Ⅱ」	同志社
		「同志社百年史 資料編Ⅰ・Ⅱ」	同志社
		和田洋一著「新島襄」	日本基督教団出版局
		同志社社史資料室編「創設期の同志社」	同志社社史資料室
		同志社社史資料室編「追悼集Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」	同志社社史資料室
		雑誌「新島研究」	同志社新島研究会
		雑誌「同志社談叢」	同志社社史資料室